

# 広報

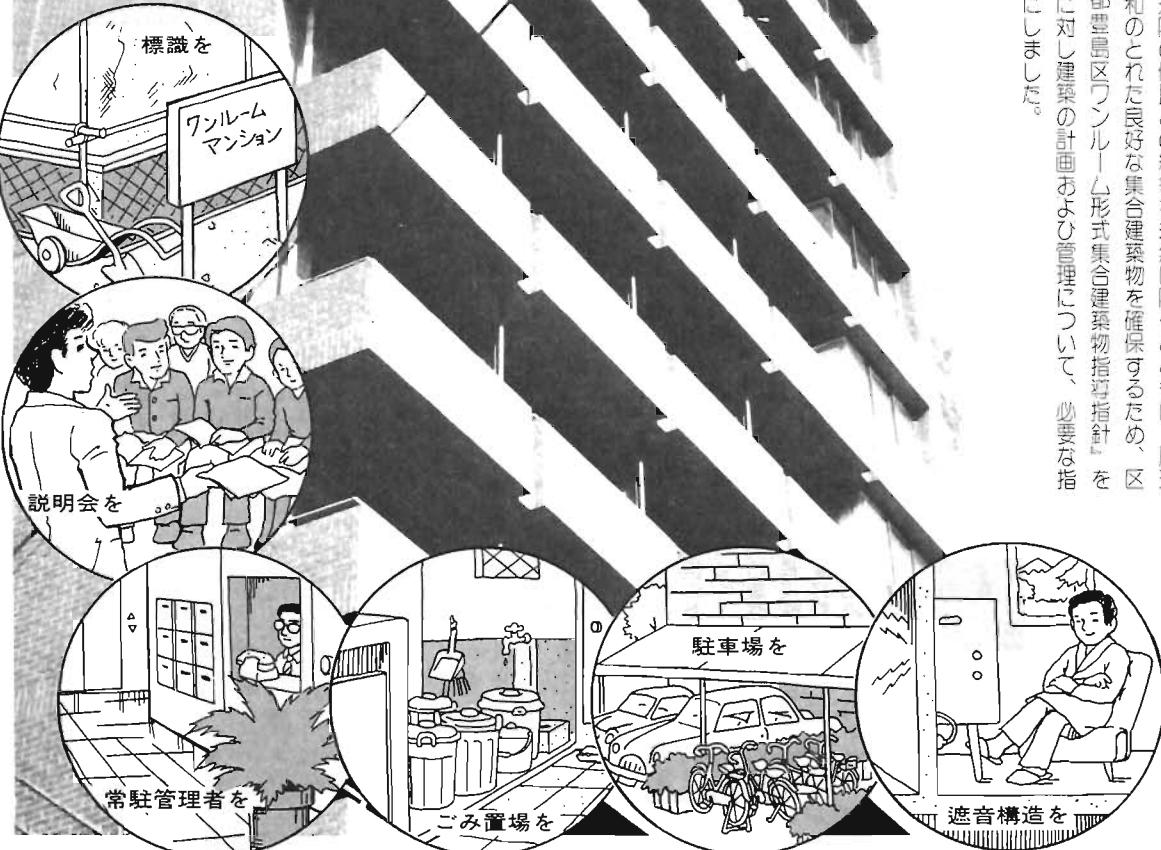
昭和59年 1/25

No. 553 発行: 東京都豊島区 編集: 企画部広報課

〒170 豊島区東池袋1-18-1 ☎981-1111 <毎月5・15・25日発行>

区史最終編「通史編二」を  
頒布(4,000円)中です。  
ご希望の方は広報課(庁舎  
4階内2134)へどうぞ。

## ワンルーム形式の指導指針 集合建物 2月1日から施行



近年、社会、経済状況の変化に伴い、住む事情も大きく変化してきました。その代表的なものとして、通称「ワンルーム」・「マンション」などといわれるものがあります。昨年、4~7月に建てられた「ワンルーム」・「マンション」は、前年同期に比べ、2・4倍の面積(約40m<sup>2</sup>)になつていています。(建設省調べ)

区内でも、5年連続の件があつたものが、5年連続は、昨年11月末で既に36件になりました。(内訳)

(1)利便性(賃貸マンション)  
(2)運送距離(通勤者のセカンドホーム、オーナー、学生等の単身者用賃貸住宅)  
(3)賃料競争(高騰するための急増している原因は、需要が伸びていることとされています。

この反面、いくつかの問題点が提起されています。深夜の騒音、違法駐車、ごみの無秩序な放置などでトラブルが起きており、苦情をもつていて管理人が居ないという管理上の問題や、一戸当たりの面積が極端に狭い、外壁や隣りの部屋との仕切りの壁が薄い、天井が低いなど建築計画上の問題があります。

このような近隣の住民との紛争を未然に防ぐとともに、周辺の住環境と調和のとれた良好な集合建物を確保するため、区では、「東京都豊島区「ワンルーム」形式集合建物指針」を定め、建築主に対する建築の計画および管理について、必要な指導を行つことにしました。

近年、社会、経済状況の変化に伴い、住む事情も大きく変化してきました。その代表的なものとして、通称「ワンルーム」・「マンション」などといわれるものがあります。

昨年、4~7月に建てられた「ワンルーム」・「マンション」は、前年同期に比べ、2・4倍の面積(約40m<sup>2</sup>)になつていています。(建設省調べ)

### 指針の概要

この指針は、昭和59年2月1日から施行します。なお、施行日以前に計画されたものについては、経過措置として、協議項目、標識の設置等について指導対象となりますので、該当される建築主の方は、区へご連絡ください。

1以下であるものは除かれます。  
建築確認申請を行う日の30日前までに、区長に申し出て、協議して下さい。

□事前協議をしてください

建築確認申請を行う日の30日前までに、区長に申し出て、協議して下さい。

□標識を設置してください

「ワンルーム」形式の集合建物であることを明記した標識を建築計画敷地に設置してください。

□説明会を開催してください

近隣関係住民(建物の高さの2倍の範囲内の権利者および居住者)から、説明会の要請があった場合は、速やかに開催してください。

□計画的取扱い

計画時には、次の事項に適合するよう努めてください。

①建物の外壁は、敷地境界線から50センチメートル以上離す。

②敷地内には空地を確保し、绿化に努め、堀は生垣またはネットフェンスで造る。

③管理人室を設置し、常駐管理者を置く。

④住戸の床面積は16平方メートル以上とするか、または住戸内の居室の床面積は10平方メートル以上とする。

⑤天井の高さは、2・3メートル以上とし、壁および床の厚さは、12センチメートル以上の遮音構造とする。

⑥自転車駐車場を設置する。

⑦ごみ置場を設ける。

⑧震災における落下物や火災、ガス漏れ、防犯、その他に対処するための安全対策を講ずる。

⑨近隣関係住民への眺望が予測される部分については、プライバシーを確保するための措置を講ずる。

⑩冷暖房、冷却塔設備等および屋外階段、開放廊下等には、防音、防振対策を講ずる。

### □管理的事項

①ワンルーム形式の住戸が50戸

面積が25平方メートル未満の住戸を含む集合建物で、階数が3階以上で、ワンルームの戸数が15を超えるもの。ただし、ワンルームの戸数が総戸数の3分の

を超える建物には、常駐管理者を置き、それ以外の建物でもできるだけ管理者を置く。管理規約等を作り、入居者に徹底する。

②次の⑦~⑨の事項を明記した

管理体制に関する事。

③周辺環境を書くおそれのある業者の制限に関する事。

④自動車、自転車等の違法駐車の禁止に関する事。

⑤ごみ置場、ごみ容器の清掃、およびごみの持ち出しに関する事。

⑥居住者および近隣への迷惑に関する事。

⑦問合せ先: 建築部指導課建築調整室(内3146)へ。

⑧近隣関係住民および町会等との協定事項の遵守と承認者等への徹底に関する事。

⑨法令または管理規約等に違反した入居者に対する指導措置および排除等に関する事。

⑩傍聴ご希望の方は(内)2462へ連絡ください。

### 第4回情報公開懇親会のお知らせ

◇日時: 1月30日(月)午後1時30分から  
◇会場: 議員協議会室(区役所4階)

◇テーマ: 「プライバシーの保護は」(知られたくない権利)  
◇傍聴ご希望の方は(内)2462へ連絡ください。

### 「素案」(たき台)について(8)

今日は、「公開すべきでない情報は」(適用除外事項、部分・時間限公開)のその二です。

素案の5(3)「公開することにより、区としての公正で円滑な行政を妨げることになる情報」について考えていただきたいと思います。

区民の方々から選挙を通じて信託をうけた区長は「区としての公正で円滑な行政」を執行する責任があります。その責任を果たすため、どうしても公開すべきでない部分が残るわけです。

試験問題とか、立入検査の方

法、区以外の団体などの信頼

者を置き、それ以外の建物で

もできるだけ管理者を置く。

関係の確保に必要な情報、人事

情報(訴訟情報などを、非公開

にすることは、それほど問題が

ないのではないか)。

問題があるとすれば、①の「そ

の意思を決定する前の情報」の

非公開でしょう。それは「住民

参加」との関係があるからです。

情報公開は住民参加を進める一

つの「たき台」でもあるので、

できるだけ早い段階から、区の

考え方を示すべきだと思いま

す。

区長は、「白紙の段階から

住民参加を求めるか、「たき

台を用意してから」にするか、

「たき台を用意するとして、

その内容をどうするか」について、

判断する必要があるでしょう。

その判断に至らない段階から

公開することは、「いたずらに

混乱を招く」とするのが素案の

立場です。

住民参加の充実は、区の基本

方針です。今回の情報公開制度の素案(たき台)の発表も、

この基本方針に沿ったもので、これからもこうした方式を大切にしていく必要があります。

行為、不快行為などの禁  
止に関する事。

④危険物または不潔、悪臭の  
ある物品の持ち込み禁止に  
関すること。

▽2月1日(水) 「上手に年をとる——仏教の教えから」  
大正大学教授 竹中信常氏  
▽2月15日(水) 「グルーピング討論『学ぶということ』」老人福祉センター所長・閉講式  
◇時間:午前10時30分~11時

音楽教室（リズムをとり、大きな声で、楽しく）  
◇日時：2月2日～3月29日 毎週木曜日の計9回 午前10時30分～11時50分  
◇講師：東京ミュージック協

## 民踊教室（八戸小唄）

年齢	支給率
60歳	58%
61歳	65%
62歳	72%
63歳	80%
64歳	89%
65歳	100%

58パーセントですから約30円に、61歳からの場合ですと65パーセントで約34万円というようになります。後悔するのことのないようよく考えてご請求ください。ただし、年金を受けずに死亡した場合は、

なお、老齢年金以外の年金（通算老齢年金など）の請求手続きについては、事前に係に問い合わせてからおいでください。

月 日	時 間	会 場	所 在 地
2月2日(木)	午後1時30分時	長崎学生会館	長崎2——27——18
2月3日(金)	午前10時	駒込	駒込2——2——2
2月4日(土)	午後1時30分時	社会教育会館	東池袋1——20——10
2月7日(火)	午後1時30分時	区民センター	南大塚2——36——1
2月8日(水)	午後1時30分時	区民センターライフ教育会館	東池袋1——20——10
3月1日(火)	午後1時30分時	南大塚	南大塚2——36——1
3月4日(金)	午後1時30分時	4階会議室	4階会議室
3月5日(土)	午後1時30分時	駒込	駒込2——2——2
3月6日(日)	午後1時30分時	長崎学生会館	長崎2——27——18

かわせ

60歳以上の方へ

◆定員：100名。60歳未満の方  
10名（先着順）  
◆申込み：直接当館窓口か電  
話で。

会議室  
◆費用…テキスト代500円  
◆定員…30名(先着順)  
◆申込み…1月26日から費用  
を添えて当館窓口へ。

講演会（60歳未満の方もどうぞ）  
話上手・聞き上手——楽しい  
人間関係をつくるために——

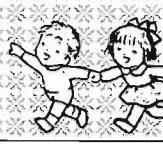
受け取れますか。本人が希望すれば、60歳から64歳の間で繰り上げて受けることができます。

死亡一時金（2万3千円と  
万2千円）が支給されます。  
65歳前に年金を受けたい  
ときは、誕生日の前日からそ  
月の末日までの間（1日生  
れの人は誕生日の前月の末日

第1表 保育所運営費の負担区分（23区）

昭和57年度決算に基づく保育所運営経費 計915億6,752万円

## 特別区児童福祉問題審議会が答申



第1表 保育所運営費の負担区分（23区）

経費内訳		昭和57年度決算に基づく保育所運営経費 計915億6,752万円			
国基準による措置費 386億3,896万円 42.2%		運営費加算 529億2,856万円 57.8%			
→ 国基準による保育料 ←					
負担(財源)内訳	保護者負担 保育料	保育料政策减免 (区負担)	区 都 負 担 金	国庫負担金	都 補 助 金
9.1%	16.9%	6.6% %	1.1 . 6 %	12.9%	0 . 4 %
← 公費内訳 90.9% ←				区単独負担金 57.5%	

特別区長会の諮問機関でもある特別区児童福祉問題審議会（会長・岡田正章明理大学教授など20人で構成）は、昨年12月21日、「保育所の運営経費の負担のあり方と保育料の改定について」特別区長会に申しました。

これは、昭和52年1月に保育料が改定されて以来の保育行政をめぐる情勢の変化を踏まえ、保育所運営経費の負担のあり方、新たな負担基準などを審議し、答申されたものです。以下答申のあらましをお知らせします。

昭和57年度における特別区全体の保育所運営経費およびそれに対する負担額は、第1表のとおりです。このうち措置費は児童福祉法に基づき保育所を運営するために国が定めた基準経費運営費加算は、国の基準経費足りなかつたり、保育水準を引き上げるために特別区が独自の判断で支出している、いわゆる政策増ともいいうべき経費です。現在、これらの差額のうちも、合意的に判断することが必要であるとしています。

置等に要する運営費加算および措置費のうちの管理的経費は、公費負担ということになります。保育料の改定は、なぜ必要か。

をしていて、  
特別区に対しては、保育料について今後定期的な見直しをさせることで、保育料の負担を軽減するとしています。  
ただし、 $C_1 \cdot C_2 \cdot C_3$  の世帯基準額は、その引き上げ幅を分の 1 に抑えてあります。また第 2 子以降の保育料の徴収基準については、現行は一律 50 ハーベントの減額をしていますが、受益の範囲で負担能力に応じて負担を求めるという観点から、答申では、 $C_1 \sim D_{12}$  の場合は 50 ハーベント、 $D_{13} \sim D_{17}$  の場合は 40 ハーベント、 $D_{18} \sim D_{22}$  以上の場合は 30 ハーベントを減額するとしています。

階層	条件	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		新保育料	現行保育料	新保育料	現行保育料	新保育料	現行保育料
C 1	住民税均等割のみ	1,400	1,200	1,000	800	1,000	800
C 2	住民税 5千円未満	1,800	1,600	1,500	1,200	1,500	1,200
C 3	住民税 5千円以上	2,300	2,000	2,000	1,600	2,000	1,600
D 1	所得税 3千円未満	4,900	3,600	4,200	2,800	4,200	2,800
D 2	所得税 3千円以上16,801円未満	6,100	4,500	5,400	3,600	5,400	3,600
D 3	所得税16,801円以上3万円未満	6,900	5,100	6,900	4,700	6,900	4,700
D 4	所得税3万円以上 6万円未満	11,200	8,200	8,100	5,400	8,100	5,400
D 5	所得税6万円以上 9万円未満	13,900	10,200	9,400	6,300	9,400	6,300
D 6	所得税9万円以上 12万円未満	15,700	11,500	10,600	7,100	10,600	7,100
D 7	所得税12万円以上 15万円未満	17,200	12,600	11,700	7,800	11,700	7,800
D 8	所得税15万円以上 18万円未満	18,600	13,600	12,600	8,400	12,600	8,400
D 9	所得税18万円以上 21万円未満	20,000	14,600	13,500	9,000		
D 10	所得税21万円以上 24万円未満	21,300	15,600	14,400	9,600		
D 11	所得税24万円以上 27万円未満	22,600	16,500	15,300	10,200		
D 12	所得税27万円以上 30万円未満	23,700	17,300	16,000	10,700		
D 13	所得税30万円以上 33万円未満	24,900	18,200				
D 14	所得税33万円以上 36万円未満	26,000	19,000				
D 15	所得税36万円以上 39万円未満	27,100	19,800				
D 16	所得税39万円以上 42万円未満	28,000	20,500				
D 17	所得税42万円以上 45万円未満	29,100	21,300				
D 18	所得税45万円以上 60万円未満	31,600	23,100	16,700	11,000		
D 19	所得税60万円以上 75万円未満	35,600	26,000				
D 20	所得税75万円以上 90万円未満	39,100	28,600				
D 21	所得税90万円以上	41,800	30,400				

お願い…区役所の駐車場は狭いため、自動車での来庁はご遠慮ください。

(3) 昭和59年1月25日

① 子宮がん検診受診後  
を経過しない方 1年

② 婦人科系病気の治療中または  
は経過観察中の方

▽受診会場：東京都がん検診セ  
ンター（千代田区神田駿河台2

◆検査機関：豊島区医師会臨床検査センター  
◆申込み：衛生部業務課保健係  
および、最寄りの出張所で申込  
用紙をお渡ししますので、住所、  
氏名などを記入のうえ、検査セ  
ンターへお送りください。  
、

まだ、未登録、未注射の方は  
1月末までに必ず、区の出張所  
で登録の手続きをし、予防注射  
は動物病院で受け、保健所に届  
出をしてください。

**保健所カレンダー**

支 付 時 間 午 前 9:00 ~ 10:30 午 後 1:00 ~ 2:30

事業名	池袋保健所 987-4171	実施日
	長崎保健所 957-1191	
乳児健康診査(4か月児) <58年10月生まれの方>	7. 14日(火) 午後	14. 21日(火) 午後
1歳6か月児健康診査 <57年8月生まれの方>	3. 10. 17日(金) 午前	16. 23日(木) 午前
3歳児健康診査 <56年1月生まれの方>	21日(火) 午前、午後	2. 9日(木) 午後
3歳児心理相談	23日(木) 午前、午後	2. 9日(木) 午後
3歳児歯科健康診査	23日(木) 午前、午後	2. 9日(木) 午後
歯科衛生相談室 <3歳未満の方>	毎週木曜日 午前	毎週火曜日 午前
産婦健康診査	9. 16日(木) 午後	16. 23日(木) 午後
乳幼児健康診査に伴う 母親の結核健診	9. 16日(木) 午後	14. 21日(火) 午後
ツベルクリン反応検査	7. 14日(火) 午後	8日(火) 午前
結核予防接種(B C G)	9. 16日(木) 午後	10日(金) 午前
風疹抗体検査 (電話予約者のみ)	1. 15日(火) 午前	13. 27日(月) 午前
一般健康相談 <健康診断日>	毎週水曜日 午前 (事業所健診は予約制)	毎週月曜日 午前
一般健康相談 <診断書交付日>	一般健康相談(健診)の 翌週月曜日 午前	一般健康相談(健診)の その週金曜日午前
成人病相談	1. 15日(火) 午後	3. 17日(金) 午後
成人歯科相談	15日(火) 午後	17日(金) 午後
精神衛生相談	3. 17日(金) 午後	10. 24日(金) 午後
療育相談	20. 27日(月) 午後	
母親学級	3. 10. 17. 24日(金) (1:00~3:00)	1. 8. 15. 22日(火) (1:00~3:30)
健康体操教室		3日(金) (10:00~11:30)

〈母子健康相談 2月の日程〉

池袋保健所担当分	6日(月)	午後1時30分～2時30分	池袋保健所
	10日(金)	午後1時30分～2時30分	南大塚社会教育会館
	14日(火)	午前10時～11時	池袋本町児童館
	17日(金)	午後1時30分～2時30分	青年館
	20日(月)	午後1時30分～2時30分	第十出張所
	21日(火)	午前10時～11時	高田児童館
長所崎担当保健分	1日(水)	午後1時30分～3時	第九出張所
	6日(月)	午後1時30分～3時	明白図書館
	8日(水)	午前9時～10時30分	長崎保健所
	15日(水)	午前10時～11時	要町第二児童館
	22日(水)	午前9時～10時30分	長崎保健所

「敵に  
ご協力ください

第五章 利用窗口

施設名	利用月	
熱海「豊島荘」		2月11日 午前9時
山中湖「秀山荘」	3月分	午前9時 午後か
奥武蔵「高麗清流園」		
箱根湯本「和泉」	3月分まで	随時受付
日光市内「日光荘」	〃	〃

区内の心身障害の方の創作等の発表や交流の場として、第2回心身障害者福祉センター祭りを、3月18日に予定しています。現在、作品の出品や出演者を募集しています。

月	日	時	間	定員
2月 20日 (月)				
3月 22日 (火)				
3月 23日 (水)				
平成 9年 5月 10日 等				
毎 40名	回			

◇申込み・詳細は「がきか電話  
で、「千  
豊島区目白5の18の8  
豊島区立心身障害者福祉センタ  
ー」☎ 953-2811へ。

あなたと家族の健康を守るにはどうしたらよいか、食生活を見つめ直してみませんか。ではなく、子供を含めた家族全体の大きな問題となってきた。た。

池袋支所・豊島区  
◇申込み・詳細: 消費経済係内  
2455へ。  
※2月16日のバス見学会(東芝  
科学館ほか)の参加者50名は、  
講座受講者の中から希望者を募  
集。多数の場合は抽選。

時 30 分 ～ 3 時 30 分  
会場：豊島区民センター第七  
会議室  
◇講師：食生態学研究所長・保  
健学博士 菅原 明子氏  
◇定員：50名（先着順）

□駒込児童館  
児童館  
2月のプログラム

■ 南大塚児童館
8 日 11時 「映画会」 ▷ 940—7 6
時 「開館記念行事タンボ&ステイバルバーーT」
■ 南池袋児童館 985—1 5 5
3日4時 「節分のお話」

ハットリくん  
しづちとり・交通安全でこどり  
■雑司が谷児童館 988-0380  
1日 2時30分「チビッ子ベー  
ソの会ーおめんづくり」△8時  
2時30分「手芸」「ローラフのブー

◆球大金子選会  
原町第二児童館 559  
13 17日2時30分「手作りに  
チャレンジ」たこを作つて太空  
に飛ばそう△18日2時「たこ上  
げハイク」40名、7月17日申込

